

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(グリホサート)の残留基準設定)に係る御意見の募集について寄せられた御意見について

平成 29 年 12 月
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

標記について、平成 29 年 6 月 21 日から 7 月 20 日まで、ホームページを通じて意見を募集したところ、計 504 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と、それらに対する当省の考え方について、下記のとおり取りまとめましたので、御報告致します。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約し、また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ、考え方を示させていただきます。

今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>(残留基準に関する御意見)</p> <p>グリホサートは、安全性が疑われ、禁止する国も多い中で、残留基準を緩和する合理的な理由がない。</p> <p>グリホサートは小麦に多く使用されるが、菓子等を通じて子どももの口にもたくさん入るので、もっと低い残留基準を設定すべきである。</p> <p>国際基準をそのまま参照しているものが多いが、どのような国際機関がいつ、どのようなデータにより決めたのかということが明らかにした上で、国民の意見を聴くべきである。</p>	<p>別添 2 の「1. 残留基準に関する御意見について」を御覧ください。</p>
<p>(暴露評価に関する御意見)</p> <p>食品安全委員会は、グリホサートの ADI を 1 mg/kg 体重/日で設定しているが、ラットの 2 年間慢性毒性・発がん性併合試験での無毒性量は、雄で 25mg 体重/日とされており、ADI を 0.25mg/kg 体重/日とすれば、幼小児の TMDI の対 ADI 比は 68% であり、危険な水準に近づく。</p>	<p>別添 2 の「2. 暴露評価に関する御意見について」を御覧ください。</p>
<p>(毒性評価に関する御意見)</p> <p>グリホサートは、枯葉剤として使用されたもので、少量でも危険である。</p> <p>また、IARC (国際がん研究機関) でグループ 2A 「ヒトに対しておそらく発がん性がある」に分類され、また、米国カリフォルニア州では、発がん性物質のリストに加えられており、危険である。</p>	<p>別添 2 の「3. 毒性評価に関する御意見について」を御覧ください。</p>
<p>(遺伝子組換え食品との関係に関する御意見)</p> <p>グリホサートは、グリホサート耐性の遺伝子組換え食品とセットであり、遺伝子組換え食品が増加することによる健康影響も懸念される。</p>	<p>別添 2 の「4. 遺伝子組換え食品との関係について」を御覧ください。</p>

<p>(農薬の登録・使用に関する御意見) グリホサートは、海外では使用を制限したり、禁止している国が多く、日本でも農薬としての使用を認めるべきではない。</p>	<p>別添2の「5. 農薬の登録・使用に関する御意見について」を御覧ください。</p>
<p>(環境影響に関する御意見) グリホサートのような除草剤の使用は、環境や生態系に悪影響を与える。</p>	<p>別添2の「6. 環境影響に関する御意見について」を御覧ください。</p>
<p>(食品の安全性に関するその他の御意見) 日本人の健康を守るような政策を進めてほしい。</p>	<p>別添2の「7. 食品の安全性に係るその他の御意見について」を御覧ください。</p>